

## 固定資産税・軽自動車税などに関するお知らせ

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

### 納税通知書の発送

#### 固定資産税・都市計画税

納税通知書とあわせて課税明細書を送付します。なお、所有物件数(土地の筆数・家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、別送します。

課税物件に誤りがないかご確認ください。

■**発送日** 5月2日(木)

■**納期限・口座振替日**(全期前納分と第1期分)

5月31日(金)

#### 軽自動車税(種別割)

■**発送日** 5月2日(木)

■**納期限・口座振替日**

5月31日(金)

### 車検用納税証明書の発行

令和6年度軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課窓口にて無料で発行できます。

※申請時に車検証(写し可)をご提示ください。

#### 口座振替をご利用の方へ

車検用納税証明書の送付は、6月20日頃となります。

車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。

車検の有効期限が5月31日から6月20日頃にあたる方は、令和5年度の車検用納税証明書で、5月30日までに車検を受けてください。

### 軽自動車税をスマートフォン決済アプリやクレジットカードで納付する方へ

軽自動車税(種別割)をPayPayやLINE Pay、クレジットカードなどのキャッシュレス決済で納税する場合、領収書は発行されません。

納付期限内の納付に限り、車検用納税証明書を6月中旬頃に送付します。車検を受けるまでに日が少ない場合は、コンビニや金融機関の窓口で現金で納付してください。

#### ■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8893



### 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)の見直し

グリーン化特例(軽課)とは、燃費性能等の優れた軽自動車(新車に限る)について、取得した翌年度分の軽自動車税(種別割)が軽減される制度です。基準の見直しにより、適用期限が令和9年度課税分まで延長されます。

#### ■対象車及び軽減割合

軽課対象区分			軽減税率
電気軽自動車・天然ガス軽自動車	平成21年排出ガス基準10%低減または平成30年排出ガス規制適合		75%軽減
ガソリン・ハイブリット車 (乗用営業用のみ) ※令和8年度課税分まで	平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃料基準90%達成車	50%軽減
		令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準70%達成車	25%軽減

#### ■年税額

車種		税額75%軽減	税額50%軽減	税額25%軽減
四輪	乗用	自家用	2,700円	適用なし
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	適用なし
		営業用	1,000円	適用なし
三輪		1,000円	2,000円(乗用営業用のみ)	3,000円(乗用営業用のみ)